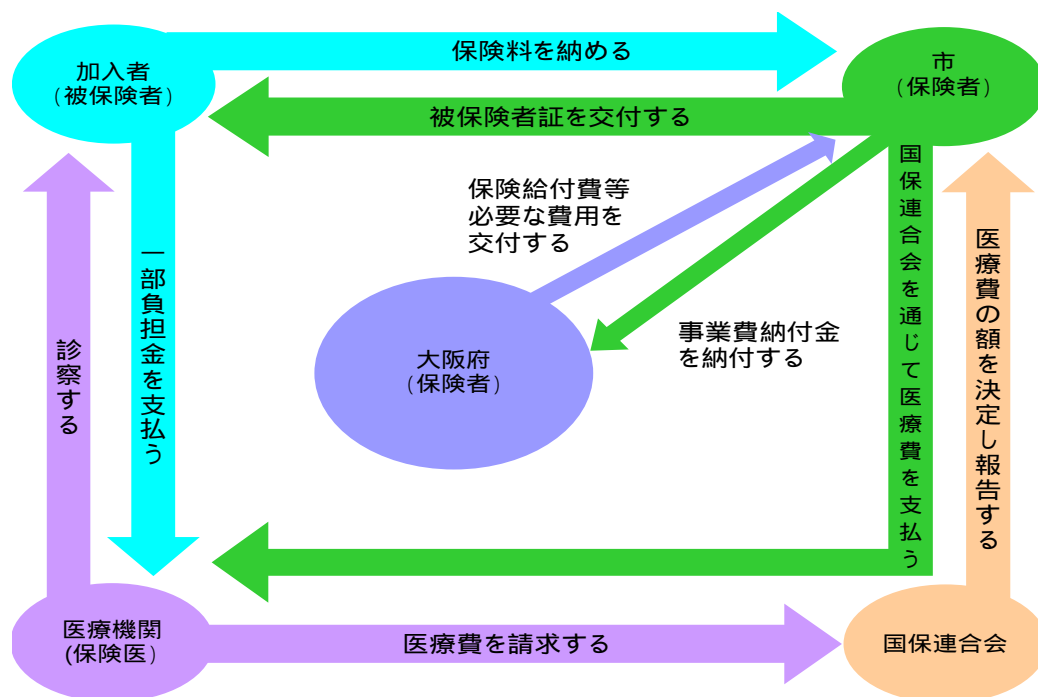


国民健康保険特別会計

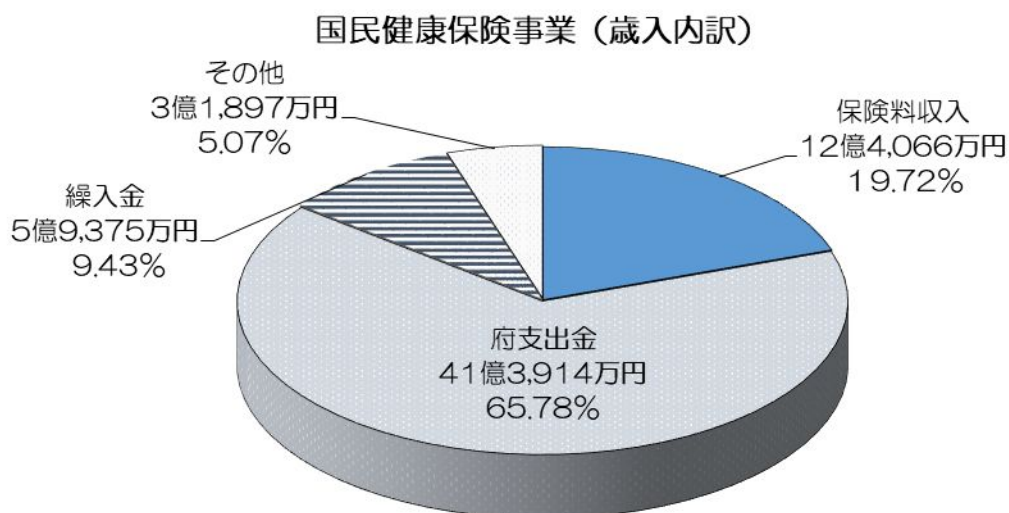
国民健康保険は、病気やケガにそなえて加入者が日ごろから所得等に応じて保険料を出し合い、そこから医療費を支出しようという相互扶助の制度です。

平成 30 年 4 月より、大阪府と府内市町村が共同保険者となり、事業運営の安定を図ることとなりました。



● 国民健康保険事業の財源

合計 62 億 9,252 万円



保険料の収入状況（現年度分）

調定額 12 億 3,526 万円 収納額 11 億 5,997 万円 収納率 93.90%

国民健康保険料は、年間に見込まれる医療費等の必要経費から、府からの交付金や市の繰入金等の収入を差し引いた額を賦課総額とし、所得や世帯構成に応じた料率を算出しています。

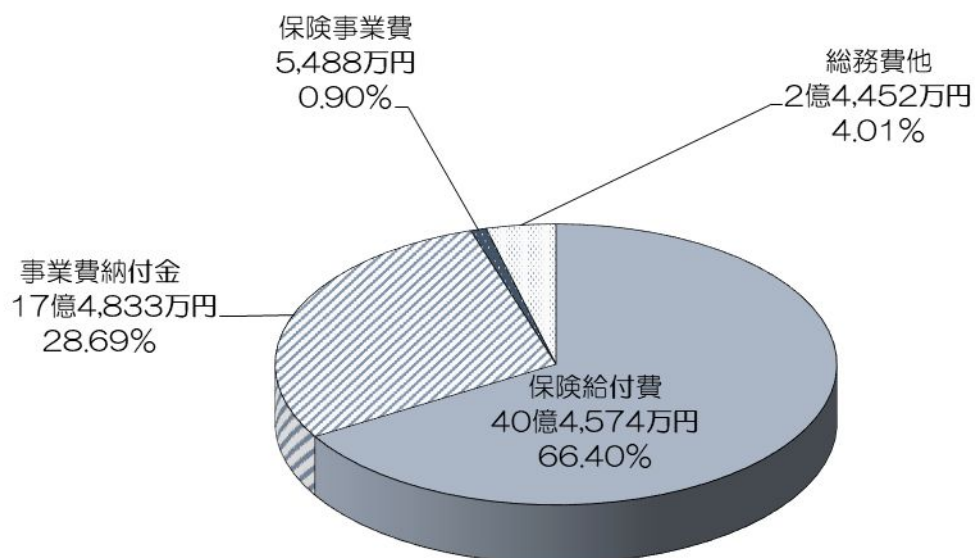
平成31年度の保険料の料率及び賦課割合（年額）

区 分	所得割	均等割	平等割	（賦課限度額）
	所得に応じて算出	加入者に応じて算出	一世帯ごとに計算	一世帯の保険料最高限度額
（医療分） 保 険 料 率	前年の所得額 × 7.77%	一人につき 26,893 円	一世帯につき 24,464 円	580,000 円
（支援金分） 保 険 料 率	前年の所得額 × 2.54%	一人につき 8,709 円	一世帯につき 9,438 円	190,000 円
（介護分） 保 険 料 率	前年の所得額 × 2.08%	一人につき 15,199 円		160,000 円

[国民健康保険事業歳出総額]

合計 60 億 9,347 万円

国民健康保険事業（歳出内訳）



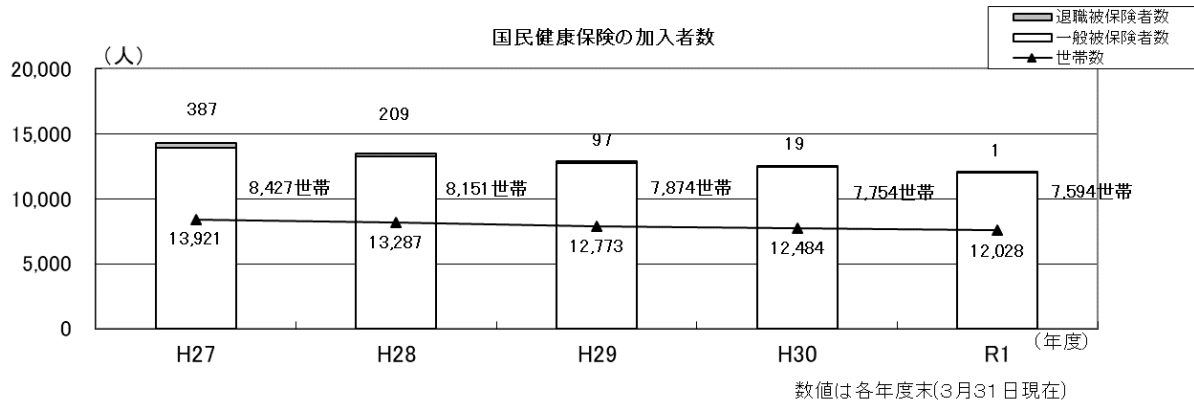
● 国民健康保険給付

40 億 4,574 万円

国民健康保険における医療給付制度において、医療費の 7 割または 8 割を給付しました。

その他、42 万円の出産育児一時金（産科医療補償制度を利用しない場合は 40 万 4 千円）、5 万円の葬祭費等を国民健康保険加入者の対象者に支給しました。

・世帯数並びに被保険者数(一般被保険者数、退職被保険者)



保険給付の状況

区分	療養給付費		療養費	
	一般被保険者分	退職被保険者分	一般被保険者分	退職被保険者分
件数(件)	195,216	278	10,496	30
費用額(万円)	468,854	380	9,857	23
健康保険負担額(万円)	344,915	265	7,244	16

療養給付費における健康保険負担額は、国民健康保険事業年報をもとに計上しているため、決算額とは異なります。

療養給付費

34 億 5,701 万円

加入者が医療機関の窓口で被保険者証を提示すると、医療費の 3 割（未就学児は 2 割、70 歳以上の方は高齢受給者証を併せて提示すると 2 割または 3 割）をご負担いただき、残りの 7 割または 8 割を国民健康保険が負担します。

療養費等

7,260 万円

コルセットなどの治療用装具を購入したとき、また急病などの緊急やむをえない事情で保険が使えなかった時などは、いったん全額自己負担となりますが、申請されますと後から 7 割または 8 割が国民健康保険から支払われます。

審査支払手数料

893 万円

医療機関で受診された医療費の請求額が適正であるかを審査するための手数料を大阪府国民健康保険団体連合会へ支払います。

高額療養諸費(9,699 件)

4 億 7,880 万円

医療機関で支払った医療費の自己負担分が限度額を超えたとき、その超えた分が申請により支給されます。

出産育児一時金等(39 件)

1,620 万円

加入者が出産したとき、世帯主に支給されます。

葬祭費(73 件)

365 万円

加入者が死亡したとき、葬儀を行った人に支給されます。

精神結核医療給付金(6,897 件)

855 万円

精神結核医療を受けたときに、医療に要する費用の額から当該医療について国民健康保険法や障害者自立支援法などの規定により負担される額を控除した額を、給付金として支払います。

●事業費納付金

17 億 4,833 万円

国民健康保険法に基づき保険者(国民健康保険)の負担すべき拠出金を支出しました。

●保健事業の展開

5,488 万円

指標 国民健康保険特定健康診査受診率 (計) 41.2% (実) 34.94%

(保健衛生普及・疾病予防)

998 万円

医療費通知、後発医薬品差額通知書の送付、また健康の保持、増進に関する事業として、人間ドック・脳ドック・肺ガンドック事業を実施し、疾病予防に努めました。

人間ドック 160 件、肺ガンドック 13 件、脳ドック 7 件

(特定健康診査等事業)

4,490 万円

40 歳～74 歳までの国保加入者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した健診項目で健康診査を実施し、その結果により健康の保持に努める必要がある者に対し保健指導を実施しました。

健診対象者数 9,547 人 健診受診者数 3,336 人(受診率 34.94%)

●総務費他

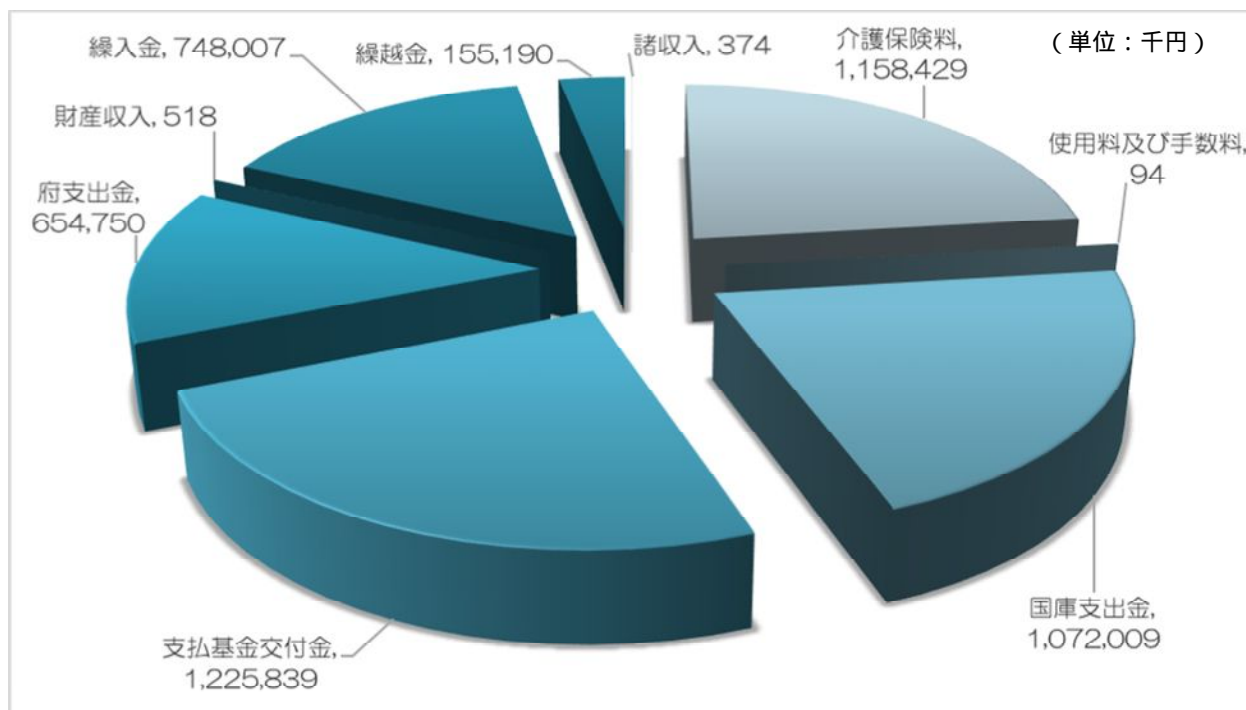
2 億 4,452 万円

介護保険特別会計

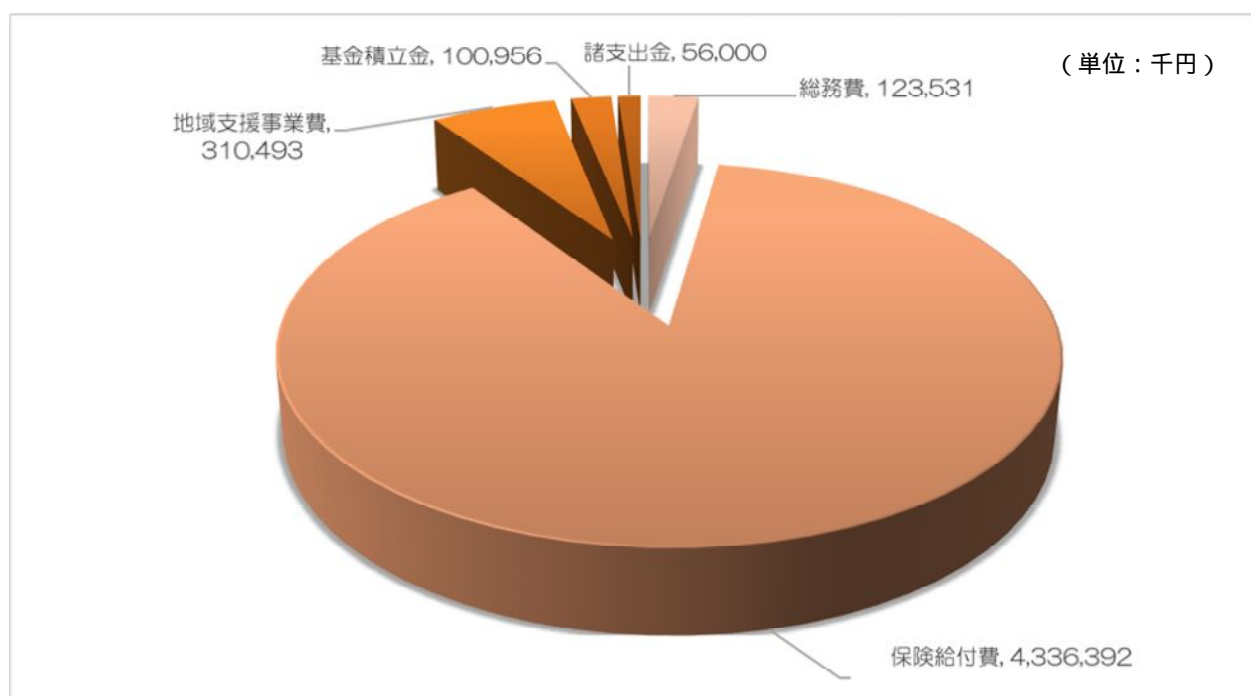
令和元年度においては、前年度より被保険者数で 1.5%、サービス受給者数で 1.9%増加しました。保険給付費は 4,336,392 千円で前年度に比べ 5.7%の増加となりました。

今後も、高齢社会の急速な進展により受給者、保険給付費ともに増加すると予想されます。決算額は、収入総額が 5,015,210 千円、支出総額が 4,927,372 千円、収支差引額は 87,838 千円でした。

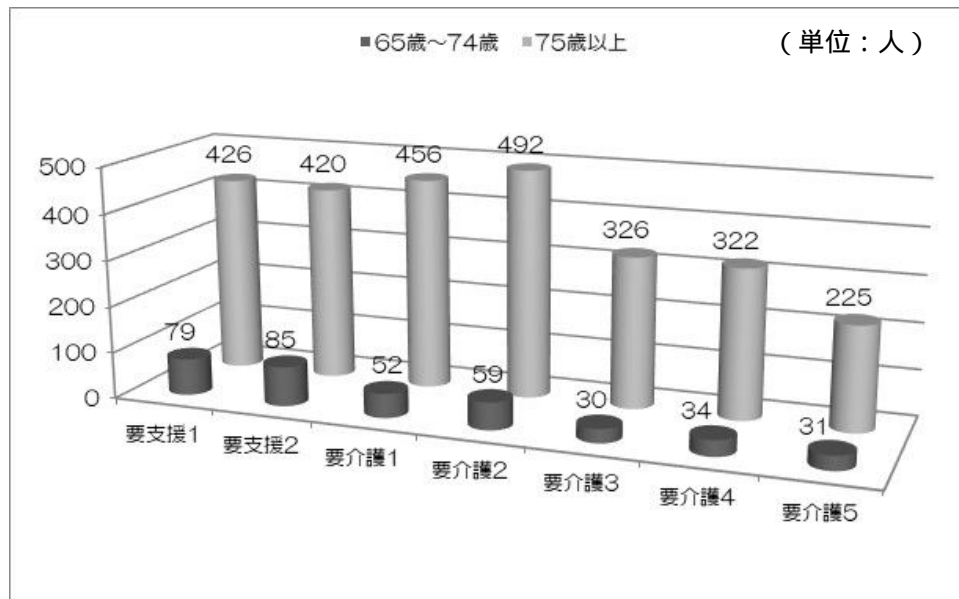
【歳入決算総額】 50 億 1,521 万円



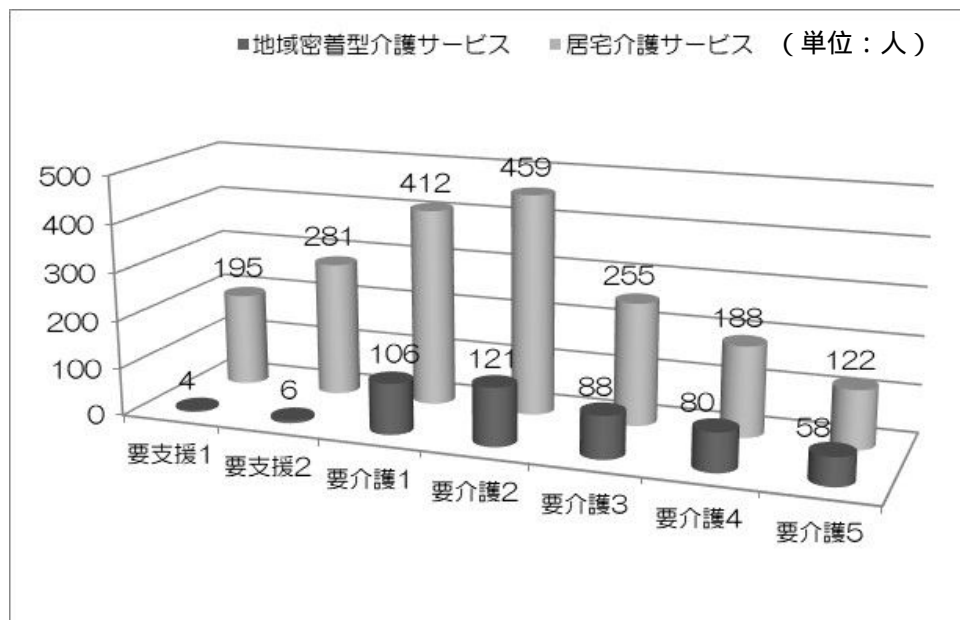
【歳出決算総額】 49 億 2,737 万 2 千円



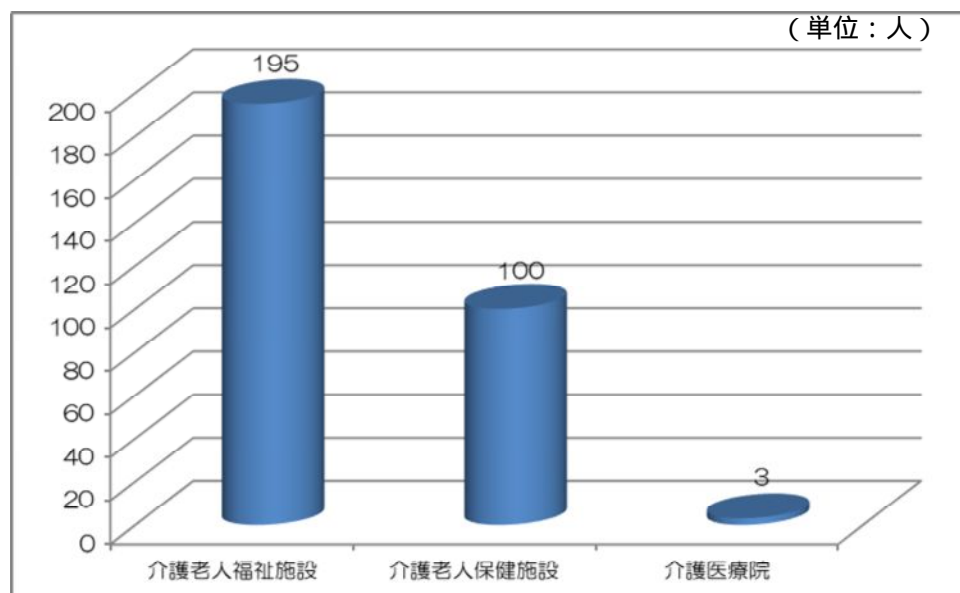
要介護（要支援）認定者数（第1号被保険者）



介護サービス受給者数（第1号被保険者）



施設サービス受給者数（第1号被保険者）



後期高齢者医療特別会計

【事業概要】

後期高齢者医療制度とは、平成 20 年 4 月 1 日から開始された 75 歳以上（65 歳以上で一定の障がいがあると認定された方を含む。）の方を対象とする医療保険制度です。

【事業成果】

高齢者に適切な医療を確保し、保健の向上及び高齢者福祉の増進を図りました。

対象者数（令和 2 年 3 月末日現在）

対 象 者 数	8,131 人
---------	---------

保険料収納状況（令和 2 年 5 月末日現在）

区分	調 定 額	収 納 額	還付未済額 （再掲）	不納欠損額	未収額	収納率
特別 徴収	432,013,717 円	433,257,582 円	1,243,865 円	0 円	0 円	100%
普通 徴収	354,458,798 円	349,419,795 円	58,798 円	0 円	5,097,801 円	98.56%
計	786,472,515 円	782,677,377 円	1,302,663 円	0 円	5,097,801 円	99.35%

保険料収納状況（滞納分）（令和 2 年 3 月末日現在）

区分	調 定 額	収 納 額	還付未済額 （再掲）	不納欠損額	未 収 額	収納率
滞納 繰越分	6,117,064 円	2,488,189 円	1,716 円	500,577 円	3,130,014 円	40.65%

保険料の決め方

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」で構成され、被保険者一人ひとりに対して賦課されます。

$$\begin{array}{lcl} \text{【保険料（年額）】} = & \text{【所得割額】} & + \quad \text{【均等割額】} \quad \text{賦課限度額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額} \times 9.90\% & & 51,491 \text{ 円} \quad 620,000 \text{ 円} \end{array}$$

賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額 33 万を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。）

池尻財産区特別会計

半田財産区特別会計

東野財産区特別会計

今熊財産区特別会計

岩室財産区特別会計

茱萸木財産区特別会計

【事業概要】

財産区とは、市町村の一部で財産を有し又は公の施設を設けているものをいいます。具体的には、明治 22 年の市制町村制以前の町村で「大字」といわれた区域が財産を所有しているものです。市内にある財産区財産は、ほとんど「ため池」（個人所有などのものは除く）です。また、本市には、池尻財産区、半田財産区、東野財産区、今熊財産区、岩室財産区、茱萸木財産区があります。

財産区財産の売却収入やその他の諸収入を歳入とし、財産区の公共事業費、一般会計繰出金やその他の諸支出を歳出としています。

【事業成果】概要実績

（単位：千円）

池尻財産区特別会計	歳入・歳出	33,425	委託料	12,320
			公共事業費	18,044
			基金への積立て	1,361
			繰出金	1,700
半田財産区特別会計	歳入・歳出	7	基金への積立て	7
東野財産区特別会計	歳入・歳出	4,893	公共事業費	2,755
			基金への積立て	1,488
			繰出金	650
今熊財産区特別会計	歳入・歳出	525	基金への積立て	1
			公共事業費	524
岩室財産区特別会計	歳入・歳出	5,172	公共事業費	700
			基金への積立て	4,359
			繰出金	113
茱萸木財産区特別会計	歳入・歳出	2,114	公共事業費	2,114

財産売却の処分金については、財産区財産取扱要綱に基づき、財産区関係住民の福祉の増進を図るとともに、本市との一体性を確保するため、7割を財産区の公共事業費などに充て、3割を市の一般会計に繰り入れることとなっています。